

官報

号外 平成元年一月九日

○第百十四回国衆議院會議録 第二号

平成元年一月九日(月曜日)

議事日程 第二号

平成元年一月九日

午後一時開議

第一 大行天皇崩御につき弔詞奉呈の件

○本日の會議に付した案件

日程第一 大行天皇崩御につき弔詞奉呈の件
宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時八分開議

○議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

○議長(原健三郎君) 諸君、御報告いたすことがあります。

大行天皇におかせられましたは、一昨七日にわかに崩御あらせられました。まことに哀悼悲痛の至りにたえません。議長及び副議長は、同日皇居に参入し、弔問を申し上げました。

日程第一 大行天皇崩御につき弔詞奉呈の件

○議長(原健三郎君) つきましては、本院は、全国民の至情を代表して哀悼の誠意をささげるため、弔詞を奉呈いたしたいと思ひます。

弔詞は、起草委員會を設けてこれを起草することとし、その委員は二十四人とし、議長において指名したいと思ひます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立総員。よつて、全会一致をもってそのように決しました。

ただいま議決されました起草委員會の委員は追つて指名いたします。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、宮内庁法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長玉生孝久君。

宮内庁法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔玉生孝久君登壇〕

○玉生孝久君 ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員會における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、

第一に、大行天皇崩御に伴い、宮内庁の内外部局として、皇太后に関する事務をつかさどる皇太后

后官職を設置し、皇太后宮大夫を置き、これを特別職としようとするものでございます。

第二には、大行天皇の御喪儀関係事務等を整理するため、侍従次長を当分の間一人増員し、二人にしようとするものであります。

本案は、本日本委員會に付託され、小淵内閣官房長官から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決いたしましたところ、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。以上、御報告を申し上げます。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十二分開議

○議長(原健三郎君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

○議長(原健三郎君) 弔詞起草委員長の報告を求めます。山口敏夫君。

平成元年一月九日 衆議院會議録第二号 朗誦を省略した議長の報告 宮内庁法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山口敏夫君登壇〕

○山口敏夫君 大行天皇におかせられましたは、去る七日にわかに崩御あらせられました。まことに痛恨のきわみであります。国民一同、言葉に尽くしがたい悲しみに包まれております。ここに、本院は、敬申の誠意をささげるため、弔詞を奉呈することに決定いたしました。謹んで弔詞起草委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先刻議長から指名されました起草委員二十四名は、直ちに會議を開き、委員長の互選に引き続き、弔詞案文の協議に入り、次の成案を得た次第であります。その案文を朗読いたします。

弔詞案

大行天皇には、にわかに、崩御あらせられました。大行天皇におかせられては、ご在位六十二年の永きにわたらせられ、その間、まことに多端なときに、言い尽くせぬご心労とご苦労をいたされました。戦後は、わが国の象徴として、常に国民の幸福と世界の平和におもいをいたされ内には、国事に關する行為にご精勵あそばされるところにも、種々の式典や行事を通じて、親しく国民を勵まされ、外には、諸外国との親善を深められ、今日に至るわが国の繁栄と向上に大きなご惠徳を及ぼされました。また、生物学のご研究により、學術の分野においても、偉大な貢献をなされました。国民ひとしく、敬慕申し上げてやまぬところであります。

いま、崩御の悲報に接し、まことに、哀悼悲痛の至りにたえません。衆議院は、ここに全國民の至情を代表し、謹んで弔意を表し奉ります。以上であります。願いますれば、大行天皇は、ひたすら國民の幸福と世界の平和に思いをいたしてこられました。我々は、今後一層國政に勵み、その御惠徳にこたえてまいらなければなりません。本弔詞案文に議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長(原健三郎君) 起立議員。よって、弔詞案文は全会一致をもって可決いたしました。弔詞を朗読いたします。

〔賛成者起立〕

大行天皇には、にわかに、崩御あらせられました。大行天皇におかせられては、ご在位六十二年の永きにわたらせられ、その間、まことに多端なときに、言い尽くせぬご心労とご苦労をいたされました。戦後は、わが国の象徴として、常に國民の幸福と世界の平和におもいをいたされ内には、国事に關する行為にご精勵あそばされるところにも、種々の式典や行事を通じて、親しく國民を勵まされ、外には、諸外国との親善を深められ、今日に至るわが国の繁栄と向上に大きなご惠徳を及ぼされました。また、生物学のご研究により、學術の分野においても、偉大な

な貢献をなされました。國民ひとしく、敬慕申し上げてやまぬところであります。國民ひとしく、敬慕申し上げてやまぬところであります。

〔総員起立〕

大行天皇には、にわかに、崩御あらせられました。大行天皇におかせられては、ご在位六十二年の永きにわたらせられ、その間、まことに多端なときに、言い尽くせぬご心労とご苦労をいたされました。戦後は、わが国の象徴として、常に國民の幸福と世界の平和におもいをいたされ内には、国事に關する行為にご精勵あそばされるところにも、種々の式典や行事を通じて、親しく國民を勵まされ、外には、諸外国との親善を深められ、今日に至るわが国の繁栄と向上に大きなご惠徳を及ぼされました。また、生物学のご研究により、學術の分野においても、偉大な

な貢献をなされました。國民ひとしく、敬慕申し上げてやまぬところであります。

な貢献をなされました。國民ひとしく、敬慕申し上げてやまぬところであります。

衆議院は、ここに全國民の至情を代表し、謹んで弔意を表し奉ります。以上であります。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後二時三十九分散会

出席國務大臣 國務大臣 小淵 惠三君

○朗誦を省略した議長の報告 (委員選任) 一、今日、議長において、次のとおり委員を指名した。

- 大行天皇崩御につき弔詞起草委員
井上 喜一君 石川 要三君
石波 照久君 糸山英太郎君
江口 一雄君 金子原二郎君
鴻池 祥肇君 自見庄三郎君
塚原 俊平君 中山 成彬君
野呂 昭彦君 二田 孝治君
三原 朝彦君 村岡 兼造君
山口 敏夫君 阿部未喜男君

石橋 大吉君 清水 勇君
田口 健二君 井上 和久君
鳥居 一雄君 森本 晃司君
木下敬之助君 中野 寛成君

委員長 山口 敏夫君

一、今日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
宮内庁法の一部を改正する法律案 (議案付託)

一、今日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
宮内庁法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一号)

一、今日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
宮内庁法の一部を改正する法律案

宮内庁法の一部を改正する法律案
右
國會に提出する。
平成元年一月九日
内閣総理大臣 竹下 登

宮内庁法の一部を改正する法律案
宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

宮内庁法の一部を改正する法律案
宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三條中「侍從職」の下に、「皇太后宮職」を加える。

第十二條を第十四條とし、第十一條を第十三條とし、第十條を第十二條とし、第九條を第十條とし、同條の次に次の一條を加える。

第十一條 皇太后宮職に、皇太后宮大夫を置く。
第十二條 皇太后宮大夫は、命を受け、皇太后宮職の事務を掌理する。

第八條を第九條とし、第五條から第七條までを一條ずつ繰り下げ、第四條の次に次の一條を加える。

第五條 皇太后宮職においては、皇太后に関する事務をつかさどる。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 当分の間、第十條第一項の規定にかかわらず、侍從職に、侍從次長二人を置く。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(国家公務員法の一部改正)

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十号中「侍從長」の下に、「皇太后宮大夫」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十五号中「侍從長」の下に、「皇太后宮大夫」を加える。

別表第一官職名の欄中「東宮大夫」を「皇太后宮大夫」に改める。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

4 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第一條第二項第二号中「侍從長」の下に、「皇太后宮大夫」を加える。

理由

大行天皇崩御に伴い、宮内庁に皇太后宮職を設け、同職の事務を掌理させるため、皇太后宮大夫を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案の要旨は次のとおりである。

1 大行天皇崩御に伴い、宮内庁の内部部局として、皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職を設置すること。

2 皇太后宮職の事務を掌理するため、皇太后宮大夫を置き、これを特別職とすること。

3 大行天皇の喪儀関係事務等を整理するため、侍從職に置かれる侍從次長を、当分の間、一人増員し、二人とすること。
なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、大行天皇の崩御に伴い、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約七百万円である。
右報告する。

平成元年一月九日

内閣委員長 玉生 孝久
衆議院議長 原 健三郎殿

報告書

別紙のとおり弔詞案文を決定した。
よって報告する。

平成元年一月九日

大行天皇崩御につき弔詞起草委員長 山口 敏夫
衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

大行天皇には、にわかに、崩御あらせられました。大行天皇におかせられては、ご在位六十二年の永きにわたらせられ、その間、まことに多端なときに、言い尽くせぬご心労とご労苦をいたされました。戦後は、わが国の象徴として、常に国民の幸福と世界の平和におもいをいたされ、内には、国事に関する行為にご精励あそばされ、外には、種々の式典や行事を通じて、親しく国民を励ました。外には、諸外国との親善を深められ、今日に至るわが国の繁栄と向上に、大きなご恩徳を及ぼされました。また、生物学のご研究により、学術の分野においても、偉大な貢献をなされました。

国民ひとしく、敬慕申し上げてやまぬところであります。いま、崩御の悲報に接し、まことに、哀悼悲痛の至りにたえません。衆議院は、ここに全国民の至情を代表し、謹んで弔意を表し奉ります。

平成元年一月九日 衆議院会議録第二号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

官報課
電話 03(55)8111
タイヤルイン

一定価一部
一〇円部